

養子縁組による相続対策 ～養子縁組による相続への影響～ その2

今月から「養子縁組による相続対策」をシリーズで解説しています。今回は、養子縁組による相続への影響（民法の規定に関するもの）について解説します。

1. 相続順位の変動

養子縁組によって相続の順位が変動することがあります。たとえば、夫が死亡し、子のいない妻の場合、夫の親が健在であれば、妻と夫の親が相続人となります。しかし、養子縁組が行われると子のいる相続となることから、妻と養子が相続人となります（民法889）。

● 相続順位早見表

配偶者（常に相続人となる）	子（第1順位）	親（第2順位）	兄弟姉妹（第3順位）
---------------	---------	---------	------------

2. 法定相続分の変動

相続人が配偶者のみであれば、配偶者がすべて相続することができます。しかし、養子縁組をすると子のいる相続となり、配偶者の法定相続分は1/2となります。

● 配偶者が相続人である場合の法定相続分（民法900）

相続人	配偶者の法定相続分	配偶者以外の相続人の法定相続分	摘要
配偶者のみ	100%	—	—
配偶者と子	1/2	1/2	子が複数いる場合は均等分割（※）
配偶者と親	2/3	1/3	父母が均等分割
配偶者と兄弟姉妹	3/4	1/4	兄弟姉妹が複数いる場合は均等分割

（※）半血兄弟姉妹（父母のどちらかだけが共通している兄弟姉妹）の法定相続分は、全血兄弟姉妹の1/2とされています。

3. 遺留分割割合の変動

配偶者と子1人が相続人の場合、養子縁組を行うと子の数が増え、子の1人当たりの遺留分割割合が減少します。

● 遺留分割割合（民法1042）

法定相続人	総体的遺留分	法定相続分	個別的遺留分
配偶者と子1人	1/2	配偶者1/2・子1/2	配偶者1/4・子1/4
配偶者と子2人	1/2	配偶者1/2・子1/4ずつ	配偶者1/4・子1/8ずつ
配偶者と親（父母）	1/2	配偶者2/3・親1/3	配偶者1/3・親1/6（父母で1/12ずつ）
親（父母）のみ	1/3	父母で1/2ずつ	父母1/3（父母で1/6ずつ）
配偶者と兄弟姉妹	1/2	配偶者3/4・兄弟姉妹1/4	配偶者1/2（兄弟姉妹には遺留分が認められていないため、配偶者の遺留分は総体的遺留分と同額となる）

（※）兄弟姉妹には、遺留分が認められていません。

4. 改姓

養子縁組を行うと、養子は養親の氏になって養親の戸籍に入ります。そのため、外孫等を養子にすると養子の氏が変わります。しかし、婚姻によって氏を改めた者については、婚姻による氏を名乗ることとされていますので、養子縁組による改姓の必要はありません（民法810）。

コラム 里親制度

未成年養子縁組と似た制度として里親制度があります。里親が、法律上の親子関係を生じさせるものでないのに対し、養子縁組は養親と養子との間に法律上の親子関係を生じさせるという違いがあります。

養子縁組は、養親が親権者となり、養子の養育に対して法的に責任を負うこととなります。

（文責： 山本和義）